平成30年第3回上峰町議会定例会会議録

平成30年9月7日 (金曜日) 本会議5日

会期 8日間 平成30年9月14日 (金曜日) 休 会3日

| 平成30年9月7日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第1日) | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------|------------|----|---|--------|----|---|---|------|--------|-----------|----|----|---|---|
| | 1番 | 向 | 井 | | 正 | 2番 | 吉 | 田 | | 豊 | 3番 | 田 | 中 | 静 | 雄 |
| 出席議員 | 4番 | 碇 | | 勝 | 征 | 5番 | 漆 | 原 | 悦 | 子 | 6番 | 井 | 上 | 正 | 宣 |
| (10名) | 7番 | 吉 | 富 | | 隆 | 8番 | 大 | Ш | 隆 | 城 | 9番 | 原 | 田 | | 希 |
| | 10番 | 寺 | 﨑 | 太 | 彦 | | | | | | | | | | |
| 欠席議員 (0名) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 町 | | 長 | 尪 | 廣 | 勇 | 平 | | 副 | 町 | 長 | 森 | | | 悟 |
| 地方自治法 | 教 | 育 | 長 | 野 | ; П | 敏 | 雄 | | 会計 | 十管理 | ! 者 | 森 | 園 | 敦 | 志 |
| 第121条の 規定により | 総務 | 新課 | 長 | 髙 | i 島 | 浩 | 介 | | まち・ひ | と・しごと創 | 生室長 | 河 | 上 | 昌 | 弘 |
| 脱足により | 財政 | . ,,,, | 長 | 坂 | 并 | 忠 | 明 | | 建 | 設 課 | 長 | 三 | 好 | 浩 | 之 |
| 会議に出席 | 産業農業委員 | | | 日 | 髙 | 泰 | 明 | | 住 . | 民 課 | 長 | 福 | 島 | 敬 | 彦 |
| 云酸に田畑 | 健康社 | 富祉調 | 果長 | 江 | 島 | 朋 | 子 | | 税 | 務課 | 長 | 小 | 野 | 清 | 人 |
| 氏名 | 教育委員 | 員会事務 | 局長 | 吉 | : 田 | | 淳 | | 生涯 | 学習調 | 長 | 矢重 | 助丸 | 栄 | 1 |
| N 4 | 文化 | 二 課 | 長 | 中 | 島 | | 洋 | | | | | | | | |
| 職務のため 出席した 事務局職員 | 議会 | 事務昂 | | _ | 富 | 哲 | 次 | | 議会 | 事務局值 | ——— 系長 | 江 | 﨑 | 智 | 恵 |

議事日程 平成30年9月7日 午前9時30分開会(開議)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の行政報告

日程第4 諸般の報告

日程第5 議案一括上程 提案理由の大要説明

(議案第30号~議案第44号)

午前9時30分 開会

〇議長(寺﨑太彦君)

皆さんおはようございます。本日は平成30年第3回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成30 年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第1.会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番大川隆城君及び9番原田希君を 指名いたします。

日程第2 会期の決定について

〇議長(寺崎太彦君)

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月14日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

〇議長(寺﨑太彦君)

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

〇町長 (武廣勇平君)

皆様おはようございます。平成30年第3回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありがと うございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総務課

人事関係では、民間企業職務経験者枠等の「平成30年度前期上峰町職員採用第2次試験」 を7月21日に実施いたしました。

防犯関係では、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動の一環として、ことしで 68回目を迎えた「社会を明るくする運動」が、鳥栖市、三養基郡の各自治体で行われ、本町 におきましても7月2日にメッセージ伝達式が行われました。

防災関係では、7月2日からの台風7号接近に伴い、自主避難所を開設し、19世帯21名の 避難者を受け入れております。

7月6日の豪雨につきましては、土砂災害警報の発表を受け、自主避難所を開設しておりましたが、その後、県内で初めてとなります大雨特別警報が発表されたため、避難所をふやし、町内全域に避難勧告を発令するとともに、エリアメール送信、防災行政無線等での広報を行いました。

避難者受入人数は、体育センターが9世帯15名、屋形原公民館が1世帯3名でした。

台風12号が接近した7月29日は、おたっしゃ館を自主避難所として開設し、20世帯21名の 方が避難されております。

防災行政無線につきましては、戸別受信機の設置工事を申請世帯に対し随時施工しております。

消防関係につきましては、7月20日に上峰町消防団夜間防火訓練を上坊所地区で行いました。訓練では、上峰町消防団を初め鳥栖・三養基地区消防事務組合西消防署、上坊所地区の住民の方々などの参加者により、消防団と消防署の連携による消火活動、地区住民による水消火器での消火訓練や避難誘導等、本番を想定した訓練内容で実施しました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

町の情報システム・ネットワーク関係については、住基情報・税情報などで利用している 基幹系システムの、平成31年秋の更新に向けて、次期システム仕様の構築について各業務担 当と協議を行っております。

統計調査業務については、工業統計調査は6月1日時点で実施済みで、7月27日に佐賀県へ提出し再確認中です。住宅・土地統計調査については5年ごとに行われており、今回15回目となりますが、10月1日時点で実施予定としており、8月末に調査員への説明会を実施し

たところです。

2. まち・ひと・しごと創生係

イオン上峰店の状況については、平成30年5月18日にイオン九州株式会社取締役会にて閉店の決議がなされたことを受け、当町においても7月5日付文書にて協議の場を設けていただきたい旨発出し、イオン九州株式会社側でも検討していただいているところです。

現在、6月議会で補正予算の議決をいただいた公民連携計画の策定作業に着手しているところですが、消費者または生活者目線で意見を聴取する場を設け、その意見を集約する作業を行っているところです。また、民間事業者との「対話」を通して、事業に対するノウハウやアイデア等の提案を受け、当該エリアの市場性の把握、並びに民間活力導入の可能性の判断を目的としてサウンディング調査を実施します。

本年度もふるさと納税PR広告業務を実施いたします。7月に業者選定を終え比較的早い段階から実施していく計画としております。その一環として、8月8日~10日の3日間でふるさと納税を活用した継続的な町の発展やブランディング戦略立案を行うため、神戸大学経営学研究科保田准教授とゼミ生をお招きし「上峰町KKH笑顔をつなぐプロジェクト」によるワークショップを実施し、戦略的アイデアと方向性の提案を受けました。

ふるさと納税については、4月から7月末までの実績が、申し込みベースで、およそ8万6千件、前年度比104%、金額ではおよそ1,390,000千円で、前年度比116%でした。今年度も、引き続き、町のPRや財源確保のため、戦略的に取り組んでまいります。

財 政 課

予算関係では、9月補正予算の要求期限を7月25日に設定し、8月8日までに財政課査定、 副町長査定、最終町長査定を実施し、予算案を取りまとめ今議会に提案しています。7月初 旬に発生した西日本豪雨に伴う災害復旧費用、額の確定を受けた前年度繰越金、普通交付税、 臨時財政対策債等を、一般会計補正予算として今定例会に上程しています。

決算統計事務関係では、7月12日に平成29年度地方財政状況調査の市町支援課によるヒア リングが終了、8月21日に健全化判断比率を監査委員の審査に付し、今議会で諸般の報告を 行います。

庁舎管理関係では、9月中に1階東側トイレ洋式化工事の発注を予定しており、町有施設 管理関係では、江迎多目的施設グラウンド周辺のフェンス取りかえ工事の発注準備中で、今 年中の完了を予定しております。

住 民 課

1. 住民記録係

7月末現在の人口は9,579人、昨年の同時期と比較しますと3人の増、世帯数では3,575世帯で44世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、町内の7月末時点におけるマイナンバーカード申請

件数は903件、カード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より町に到着しているカード数は837件、交付数は806件、保管数は21件で、交付率は8.4%となっています。

今後もマイナンバーカードの普及やマイナンバーカードを利用したサービスである「各種 証明コンビニ交付サービス」の広報に努めます。

また、平成25年8月3日に法務大臣の認可を受け稼働させた戸籍システムの老朽化に伴い、 新システムへの更新に向けた準備を進めています。

2. 子育て支援係

8月末現在、町内3施設及び町外の教育・保育施設におきまして、支給認定・保育の実施を行っております。内訳としましては、ひかりこども園1号16名2・3号45名、かみみね幼稚園1号111名2・3号76名、ひよ子保育園かみみね2・3号87名、広域1号13名2・3号24名、合計372名となっております。

また、児童手当受給者は、毎年6月1日における現況の届け出を行うこととなっており、 本年も対象者668名について現況届の受付・審査を行いました。

児童扶養手当受給者につきましても、8月1日から現況の届け出を行っております。

3. 環境係

ごみの散乱をなくし環境美化を促進することを目的として、7月24日及び25日に環境美化推進員(区長)の皆様と環境係職員で環境パトロールを実施しました。雑草・樹木が繁茂している箇所については、所有者へ維持管理の依頼を行いました。

毎年8月の第1日曜日を「上峰町清掃の日」と定めており、今年度は8月5日に環境美化推進員を中心に各地区において清掃活動を実施していただきました。ポイ捨てされた可燃ごみ、不燃ごみ、雑草など町内全域での収集量は3.1トンでした。

ごみのポイ捨てが多い箇所については、抑止のための看板を設置するなど対策を講じ、監視パトロール・監視カメラ設置により、防止に努めております。

猫の苦情については、猫と地域の共存を図るためにTNR活動をサポートし、2地区12匹の去勢避妊を行っております。これ以上不幸な猫がふえないように努めております。

空家対策については、実態調査業務委託により空家のデータベース化を行い実態の把握に 努め、また、空家等対策協議会を設置し、第1回の協議会を実施しております。今後は、空 家対策計画を作成し対応を検討していきます。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及びがん検診を、4月20日から24日までおたっしゃ館で実施し、両健(検)診合わせて延べ482名(前年度477名)の方が受診されました。特定健診結果の説明を5月25日から31日までおたっしゃ館で行い、343名の方に説明を行いました。説明会に来られなかった

方については連絡を個別に行い、随時訪問にて説明を行っております。

また、7月18日、19日に再度未受診者の方を対象に、おたっしゃ館で特定健診及びがん検診を実施し、両健(検)診合わせて延べ416名(前年度408名)の方が受診されました。

今回受診されなかった方については、個別健診の受診を勧奨し、引き続き住民の健康についてサポートを行っていきたいと考えています。

なお、後期高齢者の方々についても集団健診を受診していただいており、73名(前年度81名)の方が受診されました。

今回の健診により特定保健指導の対象者は、動機づけ支援が46名(前年度49名)、積極的 支援が9名(前年度10名)おられました。

2. 保険年金係

国民健康保険では、70歳以上の方の国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を一体化し、 利便性の向上を図りました。また、国民健康保険被保険者証等の更新手続を滞りなく完了し ました。

7月末の国民健康保険加入者は、1,061世帯、1,756名(前年度同期1,081世帯1,813名)です。また、7月から国民健康保険加入者で特定検診を受診されていない40歳以上の方を対象に人間ドックの受付を行っており、8月1日までの申込者は12名となっております。後期高齢者医療保険では、後期高齢者医療保険被保険者証及び限度額適用・標準負担額認定証の更新手続を滞りなく完了しました。7月末の後期高齢者医療保険加入者は、1,124名(前年度同期1,125名)です。

3. 福祉介護係

73年前の8月6日午前8時15分に広島、8月9日午前11時2分に長崎に原爆が投下された同時刻及び終戦記念日である8月15日に開催された全国戦没者追悼式に合わせ、防災行政無線を活用し、それぞれ1分間サイレンを吹鳴し、戦没者等に対し追悼の意をあらわしました。

9月16日に町民センターで開催する敬老会の折にお祝いする金婚者の申込受付を7月31日 までとしておりましたが、9組の方々が申請されておられます。また、今年度町内在住の100 歳以上の方は8月3日現在で2名おられ、最高齢者は101歳です。

税 務 課

1. 課税係

平成30年度一般町税現年度分に係る7月末現在の調定額について報告します。

町税全体の調定額は、1,237,770千円で対前年同期比44,020千円増という状況です。税目 ごとでは、個人住民税が、412,680千円で対前年同期比7,710千円の増。法人住民税が42,670 千円で3,120千円の増。交付金を含む固定資産税が、728,600千円で29,740千円の増。軽自動 車税が、31,080千円で1,570千円の増。入湯税が、280千円で10千円の減となっています。た ばこ税については、22,430千円で1,890千円の増となっています。

2. 収納係

収納関係では、住民税、国民健康保険税の賦課も6月に終わり、7月から9月にかけては 滞納繰越分を重点に徴収を行っています。

8月中に対象者に「給与差押予告通知」を発送し、早期納付を促しました。

催告書等の送達を受けてもなお、納税の意思表示がない滞納者については、預貯金等調査 や勤務先への照会などを順次実施し、徴収の強化体制とともに、積極的に納税相談を行い収 納率を高めてまいります。

建設課

1. 建設係

国道34号切通し交差点の改良事業について、拡幅用地の幅杭設置まで終了しており、年度 末までに用地測量の実施予定です。

県道関係では、神埼・北茂安線の加茂交差点改良工事において、構造物施工協議の関係で 工事におくれが生じており、年内完成を目指して調整を進められております。

坊所・城島線の町民センターから加茂交差点間の歩道整備については、用地買収が終了した区間についての改良工事を発注され、年度内に完了予定です。また、舗装補修工事については、中央公園付近の65メートルほどの舗装改修工事を発注されております。

町道関係では、委託業務関係について、町道等維持管理業務及び町道伐採業務、樹木管理 業務を発注しております。工事関係については、井手口中の尾団地地区、下津毛地区、上坊 所地区の側溝改良工事を発注しており、前牟田地区、江迎地区、坊所地区の舗装改修工事を 発注しました。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業関係では、西峰東西3号線及び下坊所東西線について実施設計業務の発注を行っており、年度内完了の予定です。

社会資本整備交付金事業関係では、橋梁定期点検委託業務の発注を行いました。また、八 枚碇線、坊所南北線の実施設計業務について発注しました。

災害関係では、去る7月5日から6日にかけての集中豪雨に伴い、冠水被害やのり面崩壊等の被害が発生しており、そのうち緊急に対処すべき箇所として、基幹林道九千部山横断線、鎮西山登山道、佐賀東部緩衝緑地のり面等の土砂撤去及びシートによるのり面保護措置の応急工事を実施しました。当該箇所の本復旧事業及び残りの箇所に対する復旧事業に係る経費をお願いしているところであります。

2. 管理係

社会資本整備交付金事業関係では、木造住宅耐震診断2件について交付決定を行いました。 町営住宅関係では、来年度家賃の算定基礎とするため、入居者に収入申告書の提出をお願 いしております。また、連帯保証人の更新時期対象者に通知を送付しております。修繕関係 は、経年劣化による床張りかえ・サッシ窓入れかえ・ベランダ雨漏り補修などの修繕を実施 しました。

農業集落排水関係では、機能診断・最適整備構想計画の発注を行いました。

産業課

経営所得安定対策について、9営農組合(構成員192名)及び48名が交付金の申請をされ、 8月1日、2日に作付状況の確認作業を実施しました。

「上峰町サマーフェスタ2018」が7月21日にイオン上峰店で開催されました。当日は、 キッズダンス、上峰太鼓、かちゃいしよさこい、文化協会の会員様とたくさんの出演者の御 協力を得て、多くの町民の皆さんに御来場いただきました。

7月6日の豪雨により林道が被害を受けましたことに伴い、今議会で災害復旧の補正予算 をお願いし、早急な復旧を図ります。

第1回まちづくり実行委員会を7月10日に開催し、昨年度の事業報告、決算、平成30年度の事業計画、予算を審議していただきました。今年度で6回目の開催となる「かみちゃりグランプリ2018」を11月18日に開催することなどを決定し、今後それぞれの部会で大会に向けて準備を進めます。

教 育 課

総合教育会議を8月6日に開催し、上峰町教育大綱を取りまとめました。上峰町の教育に係る基本理念及び基本目標と取り組み方針を掲げ、本町の学校教育や生涯学習・スポーツの充実、学術・文化の振興をより一層進めてまいります。

上峰小学校では本年度も5、6年生を対象にマンツーマンによるオンライン英会話を20コマ実施しています。英語への慣れ親しみにより中学校では佐賀県学力・学習状況調査の結果、 県平均を上回るなどの成果が出ているところです。

小学校5年生の稲作体験学習では、地元生産組合を初め地域の皆様の御協力をいただきながら田植え体験を行いました。ことしの稲文字は、「なかま」です。5年生の学年目標である、仲良く、かしこく、まえむきに、の頭文字をとりました。さらに上峰町の町章を植え、町政施行30周年、上峰小学校が上峰村立から上峰町立になって30年になることも学びました。

上峰中学校では、放課後補充学習とスタディークーポンについて生徒、保護者への説明を行いました。学習塾や習い事などクーポンの利用先についてアンケートを行い、中学1年生の希望者を対象に夏休みに10コマのオンライン補充学習を行いました。また、その他の学習塾や習い事の利用開始に向けて準備を進めています。スタディークーポンの仕組みを活用し、基礎学力の定着や苦手分野の克服、学習意欲・個性や才能を伸ばす機会を提供してまいります。

佐賀県吹奏楽大会において上峰中学校吹奏楽部が2年連続でA部門金賞を受賞しました。 中学校総合体育大会においても多くの種目が地区大会を勝ち抜き、県大会においては卓球女子の個人2位、団体3位、柔道男子の個人3位入賞を初め多くの勝利を勝ち取りました。大 会に参加した生徒それぞれが一丸となって日ごろの練習の成果を発揮してくれました。

夏休み期間中の学童保育では、1年生54人、2年生36人、3年生27人、4年生9人、5年生5人、6年生1人、合計132人の児童を受け入れました。従来の施設に加え小学校の普通教室を予備室に確保し、熱中症対策等の安全に配慮の上、子育て支援に取り組みました。

上峰中学校の階段昇降機設置工事を発注しました。校舎東側の階段にレールを敷設し、2 階まで椅子に座った状態で昇りおりできるようになります。昨年度の多目的トイレ設置に続き、生徒の安全確保に向けた施設整備を行ってまいります。

生涯学習課

1. 生涯学習係

7月27日から29日まで2泊3日、上峰町青少年育成町民会議の主催により佐賀県黒髪少年自然の家において、小中学生52名、ボランティア指導者15名の参加のもと青少年育成サマーキャンプを実施しました。ウオークラリーでは汗を流し、また黒髪山登山では、雄大な景色を望み、自然を満喫することができました。最終日の夜に行われたキャンプファイヤーは、神秘的かつ楽しい雰囲気の中、自分を見詰め直す有意義な時間となりました。自然の中で、青少年たちが寝食をともにしながら、自然を愛する心と規律、友愛、奉仕の精神を養い、体を鍛え心身ともに大きく成長してくれたことと思います。

公民館事業では、女性セミナーやふれ愛・粋いきセミナーを開催しています。今回は、料理教室、健康教室、相続・遺言と悪徳商法の講演、パステルアート、国際理解講座、山口県長門市への現地研修等を開催し、多くの皆様に参加していただきました。

放課後子どもプラン推進事業「子どもの広場」を6月から隔週の土曜日午前中、「町民センター」及び「すぱーく上峰」の会場で3B体操、みんなの和太鼓、ゲートボール教室、書道教室、パステルアート、5教室を開催、夏休みチャレンジ教室では子供たちの体験活動を中心に「シャボン玉作り」「折り紙で七夕短冊作り」「スイーツ作り」「そうめん流し」「書道教室」を開催しました。

2. 生涯スポーツ係

スポーツ少年団研修会を7月12日に町民センターで開催し、町内の指導者、保護者33名の参加がありました。第1部で「熱中症予防と対処法について」、第2部で「AEDの使い方を体験する講習会」を行いました。

町民プールを7月21日から8月31日までの期間、開館いたしました。オープンに先立ち、 プール循環ろ過装置ポンプモーター取りかえ、大プール周辺の芝張りかえ、日よけテントの 張りかえ、更衣室の棚と床の取りかえ工事を行いました。ことしは、気温35度C以上の猛暑 日が続く中、例年より多くの家族連れや子供たちが利用し元気な声がこだましました。

また、武道館更衣室の床補修、中央公園の外灯修繕を行い、施設利用者が安心して利用できる環境づくりを進めました。

現在、秋の町民体力つくり体育大会の準備に取りかかっており、分館長会で手順や種目の変更等を再確認し、開催要項の変更についても協議しました。今後、各種団体への役員の協力依頼を行うとともに、遺漏なく準備を進めてまいります。

文 化 課

文化財関係では、国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査 事業について、6月議会以後、12件の開発の届け出等があり、うち埋蔵文化財確認調査を9 件実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

工事関係では、堤土塁跡版築土層展示施設改修工事に向け、実施設計の入札を行い、展示施設としてさらなる保存、活用を図るよう準備をしているところです。

町史編さん事業では、編集部会(執筆委員会)を6月20日、8月22日に開催し、目次の検 討や調査収集方法を協議し、本格的な原稿執筆に着手しております。

明治維新150年記念事業関連として取り組んでおります肥前さが幕末維新博覧会『上峰町の日』イベントについて、10月28日の開催予定に向け、準備を進めているところです。

図書館関係では、まず、「雑誌のリサイクル」を6月23日より実施中です。(除籍雑誌冊数、878冊)。また、「図書のリサイクル」につきましては、小・中学校、学童保育、こども園・保育園などへの優先配布の後、10月末から図書館利用者へ一般配布の予定です。

毎年、夏休み期間中に小学生を対象に実施している「さまーすくーる」につきましては、 本年は「工場見学」や「そば打ち体験」など6教室を開催し、140人の子供たちが参加しま した。参加した子供たちは、日ごろ体験できないようなことを見聞きしたり、実際に体験し たりし、楽しいひとときを過ごすことができたようです。

以上、行政報告とさせていただきます。

〇議長(寺崎太彦君)

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

〇議長(寺崎太彦君)

日程第4. 諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成29年度上峰町財政健全化判断比率報告書についての報告をお願いいたします。

〇財政課長(坂井忠明君)

皆さんおはようございます。私のほうからは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により平成29年度決算に基づく上峰町財政健全化判断比率につきまして御報告を申し上げます。

財政健全化法の規定にのっとり、前段の手続として、8月21日に4件の指標の算定基礎となる事項を記載した書類、こちらを監査委員の審査に付しまして、両監査委員のほうから同

日付で平成29年度財政健全化判断比率審査意見書をちょうだいいたしたところでございます。 こちらの写しにつきましては、報告書の後ろのほうに添付をさせていただいております。

それでは、お手元の平成29年度決算に基づく上峰町財政健全化判断比率報告書をごらんください。

1ページにつきましては、総括表ということで、上段に平成29年度の各比率の一覧及び早期健全化、財政再生の基準を、下段のほうに各計数の基準の概要等が記載されております。

指標の見方といたしましては、赤字の状況を示す指標のほうにつきましては、数値自体が示されないことが望ましく、将来負担や公債費に関する指標のほうにつきましては、表示がない、もしくはより数値が低いほうが好ましいというふうになっております。

2ページの上段のほうをお願いいたします。

(2)実質赤字比率をごらんください。実質赤字比率は、一般会計及び土地取得特別会計を合わせた普通会計において発生した歳入の不足額、いわゆる赤字を標準財政規模の額で除したものでございますが、平成29年度決算におきましては、赤字は生じておりませんので、数値自体の表示がされておりません。

右側のほうに参考として、マイナス12.44とございますのは、赤字率がマイナスということですので、12.44%の黒字というふうに御理解ください。

その下(3)連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率は、先ほどの普通会計と国 民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、さらに公営企業会計である農業集落排水特 別会計を含めた赤字額を標準財政規模の額で除したものでございますが、平成29年度決算に おきましては、実質赤字比率と同様に赤字は生じておりませんので、数値自体表示されてお りません。

参考欄の見方につきましては、先ほどの実質赤字比率と同様でございます。

続きまして、3ページをお願い申し上げます。

上段の(4)実質公債費比率 (3カ年平均) でございますが、こちらの計数は先ほどの普通会計と公営企業会計に加え、一部事務組合、広域連合まで含め算定した本町に係る公債費の額を標準財政規模を基本とした額で除したものでございますが、直近3年度の平均値となっております。平成29年度は13.6%で、前年度の14.4%から0.8%の減少となっております。当該計数は平成20年度をピークに毎年度着実に減少を続けております。

参考でございますが、県内市町の平均値、速報値でございますが、全体で平均で8.6%となっております。

続きまして、その下(5)将来負担比率でございます。こちらの計数につきましては、先ほどの会計に、さらに三養基西部土地開発公社を含め、本町が将来にわたって負担することになっている実質的な債務の額を町の標準財政規模を基本とした額で除したものでございます。

こちらの算定に際しましては、ふるさと寄附金基金などの基金残高、こちらが将来負担額

から控除が可能となっておりますので、結果として分子そのものがマイナスとなることから、 平成29年度決算における将来負担比率は生じず、数値は表示されてございません。仮にふる さと寄附金基金残高のみを除外して算定した場合でも、当該比率は7%ほどになる見込みで ございます。

参考でございますが、県内市町の平均値、速報値でございますが、数値が上がっている市町の平均では56.6%というふうになっております。

以上、平成29年度決算に基づく上峰町財政健全化判断比率に関する報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(寺崎太彦君)

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の大要説明

〇議長(寺崎太彦君)

日程第5. 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

議案の提案をさせていただきます。

議案第30号 上峰町税条例等の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)等が交付され、地方税のたばこ 税の税率に関する規定等が改正されることに伴い、本町税条例の一部を改正するものです。

平成30年9月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第31号

平成30年度上峰町一般会計補正予算(第2号)

平成30年度上峰町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,873千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,043,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年9月7日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。 続きまして、

議案第32号

平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成30年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121,032千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,077,041千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月7日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第33号

平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成30年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ107,709千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月7日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第34号

平成30年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)

平成30年度上峰町の土地取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ1,716千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月7日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第35号

平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

平成30年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ588,723千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成30年9月7日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第36号

平成29年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度上峰町一般

| 会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。 平成30年9月7日提出 | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 上峰町長 武 廣 勇 平 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 議案第37号 | | | | | | | | | |
| 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | | | | | | | | | |
| 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度上峰町国民 | | | | | | | | | |
| 健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。 | | | | | | | | | |
| 平成30年9月7日提出 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 上峰町長 武 廣 勇 平 | | | | | | | | | |
| 上峰町長 武 廣 勇 平 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 後ほど会計管理者より補足説明をいたします。 続きまして、 | | | | | | | | | |
| 後ほど会計管理者より補足説明をいたします。 続きまして、 議案第38号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度上峰町後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。 | | | | | | | | | |
| 後ほど会計管理者より補足説明をいたします。 続きまして、 議案第38号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度上峰町後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。 平成30年9月7日提出 | | | | | | | | | |
| 後ほど会計管理者より補足説明をいたします。 続きまして、 議案第38号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度上峰町後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。 | | | | | | | | | |

議案第39号

続きまして、

平成29年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度上峰町土地 取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明いたします。

続きまして、

議案第40号

平成29年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度上峰町農業 集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年9月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明いたします。

続きまして、

議案第41号

動産の買い入れについて

次のとおり動産を買い入れるため、仮契約を締結したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年上峰町条例第8号)第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

買 い 入 れ 動 産 施設間定期巡回用バス

(トヨタコースターLX 車体短縮改造)

買い入れ数量 1台

買い入れの相手方 住 所 佐賀県三養基郡基山町大字長野308番地5

名 称 西鉄車体技術株式会社

代表者氏名 代表取締役 下津 俊幸

買い入れ金額 17,494,848円

契約の締結方法 随意契約

仮 契 約 日 平成30年7月20日

平成30年9月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

| | _ | | | | | | | | | | | |
|------|--------|-----------------------------------|------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 議案第 | 42号 | | | | | | | | | | | |
| - | 上峰町固 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について | | | | | | | | | | |
| 下記 | の者を上 | - 峰町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税活 | 5 (昭 | 和25 | | | | | | | | |
| 年法律 | 第226号) |)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 | | | | | | | | | | |
| | | 記 | | | | | | | | | | |
| 住 | 所 | 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2558番地90 | | | | | | | | | | |
| 氏 | 名 | 石川 富美夫 | | | | | | | | | | |
| 生年 | | | | | | | | | | | | |
| 平) | 成30年 9 | 月7日提出 | | | | | | | | | | |
| | | 上峰町長 武 景 | 更 勇 | 平 | | | | | | | | |
| | _ | | | | | | | | | | | |
| 続き | まして、 | | | | | | | | | | | |
| | _ | | | | | | | | | | | |
| 議案第 | 43号 | | | | | | | | | | | |
| - | 上峰町教 | 対育委員会委員の選任について | | | | | | | | | | |
| 下記(| の者を上 | 上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及で | ド運営 | に関 | | | | | | | | |
| する法律 | 律(昭和: | D31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求め | る。 | | | | | | | | | |
| | | 記 | | | | | | | | | | |
| 住 | 所 | 佐賀県三養基郡上峰町大字堤3439番地 | | | | | | | | | | |
| 氏 | 名 | 田中清美 | | | | | | | | | | |
| 生年 | 月日 | 昭和25年3月11日 | | | | | | | | | | |
| 平) | 成30年 9 | 月7日提出 | | | | | | | | | | |
| | | 上峰町長 武 景 | 更 勇 | 平 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

議案第44号

続きまして、

三養基西部土地開発公社定款の一部変更について

三養基西部土地開発公社定款(昭和48年9月28日)の一部を別紙のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第14条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

以上、15議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〇議長(寺崎太彦君)

ただいま町長より15議案が一括上程されました。 補足説明を求めます。

〇税務課長(小野清人君)

皆様おはようございます。私のほうからは議案第30号の補足説明を申し上げます。 平成30年度地方税法の一部を改正する法律により、上峰町税条例を改正するものです。 改正点を御説明申し上げます。

まず、個人住民税です。1点目として、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応を行っています。

2点目として、給与控除見直しを行っています。給与所得控除の上限となる金額、現在 10,000千円を8,500千円に引き下げるものでありますが、子育て世代、介護世代には負担増 が生じないよう措置されています。

3点目として、公的年金等控除の見直しです。公的年金等収入が10,000千円を超える場合の控除額に上限を設けるものと年金以外に特に高額の副収入がある年金受給者の控除額を下げる規定が設けられました。

4点目は、基礎控除の見直しです。生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、特に高額の所得がある者に限って控除を低減、消滅させるという規定が設けられました。

5点目に、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振りかえ等に伴う調整が行われています。配偶者控除の適用範囲に影響を及ぼさないよう配偶者控除の見直し、住民税非 課税限度額の見直し等が規定されています。

続いて、たばこ税の改正です。高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き 続き国、地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格 に鑑み、たばこ税の負担水準を見直すこととされています。

税率の引き上げに当たっては、消費者や葉たばこ農家、たばこ小売店への影響、市場、産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、消費者及びたばこ関係事業者の予見可能性を高めるため、1本当たり1円ずつ3回に分けて段階的に行われます。たばこ税の増税だけを考えると、1本当たり1円ずつを小売価格に反映した場合、現在20本

入りの紙巻きたばこの、例えば、1箱440円のたばこは平成33年10月1日の改正後には1箱500円となります。平成31年10月1日から消費税が10%に増税が導入されれば、プラス2%高くなるという計算になります。また、平成27年度税制改革で、平成31年4月1日に予定していた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げを平成31年10月1日に延期する改正がされたことに伴い、地方税条例等を一部改正する条例も改正を行っております。

次に、近ごろ需要を伸ばしている加熱式たばこですが、これまでパイプたばこに区分され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税をされていましたが、製品重量が軽いことから、紙巻きたばこと比べて税負担が低くなっており、また、加熱式たばこ間でも製品重量に差があることにより税負担が大きく異なるなど、課税の公平性の観点から課題がありました。

加熱式たばこは紙巻きたばこと同様の価格帯で販売され、代替性が極めて高い商品であることに加え、販売量は急速に増加している状況であり、今後、紙巻きたばこから加熱式たばこれの切りかえがさらに進めば、税負担格差に比例してたばこも税も収入が大きく減少することになることから課税方式を見直すこととなりました。

変更点としては、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設しました。紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方法としました。この課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から実施し、5年間をかけて段階的に移行します。

それでは、今回、条立てで改正を行っております新旧対照表により御説明を申し上げます。 新旧対照表の準備をお願いいたします。

新旧対照表については、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

なお、改正規定中、条ずれや項ずれ、読みかえ規定等の説明は省略させていただきます。 1ページです。

下のほうになります。上峰町税条例の一部を改正する条例第24条(個人の町民税の非課税の範囲)です。これが続きまして、2ページの頭のほうの1項になります。個人町民税の障害者等への非課税の所得要件を1,250千円から1,350千円へ変更するものです。

同条2項では、町民税の均等割の非課税限度額の引き上げに伴う改正です。

同じく2ページになります。

第34条の2 (所得控除) 及び3ページの34条の6 (調整控除) において、それぞれ25,000 千円の所得要件を設ける改正です。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第92条(製造たばこの区分)です。新たに加熱式たばこを創設したことでの改正でございます。(1)喫煙用の製造たばこに新たに加熱式たばこを加える改正です。

7ページをお願いいたします。

第93条の2(製造たばことみなす場合)です。この項では、製造たばことみなす加熱式たばこの規定を示すために新設されました。

8ページをお願いいたします。

最後の行ですが、3項をお願いします。第94条(たばこ税の課税標準)です。ここでは加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方法の変更に伴う改正です。改正前は加熱式たばこの重量1グラムごとに紙巻きたばこ1本と換算していたものを、改正後では重量の要素と価格の要素を合計したものを紙巻きたばこに換算する方法となっています。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第95条 (たばこ税の税率) です。たばこ税の税率を5,262円から5,692円へと改正しています。

続きまして、13ページをお願いいたします。

附則第5条(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)です。個人町民税の所得割の非課税限度額の引き上げに伴う改正です。

15ページをお願いいたします。

15ページの第94条及び17ページ、19ページ、22ページの第94条においては、加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方法の改正に伴う改正です。先ほど申し上げましたとおり、5年間にかけて順次行っておりますので、このようになっております。

18ページをお願いいたします。

18ページ、一番下の第95条及び20ページの一番下の第95条(たばこ税の税率)については、 先ほど説明しましたとおり、3回に分けての税率改正に伴う改正でございます。

25ページをお願いいたします。

第6条(町たばこ税に関する経過措置)です。平成27年度税制改正により、平成31年4月 1日に予定している旧3級品紙巻きたばこに係る税率の引き上げを平成31年10月1日に延期 する改正に伴う改正です。

今度は済みません、議案書になります。議案書の7ページの附則でございます。附則第1条から各条の施行期日を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。先ほど来、説明しておりますとおり、紙巻きたばこの税率改正は平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日と、3回に分けて税率改正を行います。また、加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数の換算見直しは、平成30年10月1日から平成34年10月1日まで5回に分けての改正となり、施行期日がそれぞれ違うことから、こういうふうな附則の状況となっております。以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(寺﨑太彦君)

ほかにありませんか。

〇財政課長 (坂井忠明君)

私のほうからは議案第31号、議案第34号、議案第44号につきまして補足説明をさせていた だきます。

まず、議案第31号 平成30年度上峰町一般会計補正予算(第2号)でございます。予算書の準備のほうをお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の9. 地方交付税、補正額、減額の104,616千円、計809,952千円。

款の13. 国庫支出金、補正額9,243千円、計558,183千円。

款の15. 県支出金、補正額4,272千円、計312,917千円。

款の16. 財産収入、補正額2,832千円、計2,840千円。

款の17. 寄附金、補正額5,000千円、計4,005,214千円。

款の18. 繰入金、補正額90,884千円、計4,060,233千円。

款の19. 繰越金、補正額268,317千円、計318,317千円。

款の20. 諸収入、補正額2,225千円、計48,277千円。

款の21. 町債、補正額、減額の25,284千円、計246,416千円。

歳入合計、補正額252,873千円、計12,043,800千円。

続きまして、4ページ、歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額160,398千円、計7,975,596千円。

款の3. 民生費、補正額49,541千円、計1,461,799千円。

款の4. 衛生費、補正額1,343千円、計627,499千円。

款の6.農林水産業費、補正額6,175千円、計366,352千円。

款の8. 土木費、補正額7,820千円、計321,446千円。

款の9.消防費、補正額581千円、計171,955千円。

款の10. 教育費、補正額4,102千円、計566,236千円。

款の11. 災害復旧費、補正額18,000千円、計18,049千円。

款の12. 公債費、補正額0円、計415,057千円。

款の14. 予備費、補正額4,913千円、計24,913千円。

歳出合計、補正額252,873千円、計12,043,800千円。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正、1変更でございます。起債の目的につきましては、臨時財政対策債、限度額、変更前179,000千円、変更後153,716千円、こちらのほうは臨時財政対策債発行可能額が確定したことによる変更でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

では、主な補正内容について御説明をいたします。

説明書のほうの3ページをお願いいたします。

2歳入でございます。上段のほうで款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税、減額の104,616千円、今年度の普通交付税額が689,952千円で確定したことにより、当初予算との差額の計上となっております。こちらのほうは基準財政収入額の算定基礎となる平成29年度法人町民税や固定資産税などの税収増が主な要因でございます。

同じページの下段のほうになりますが、款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の5. 民生費国庫補助金、節の2. 児童福祉費補助金、放課後子ども環境整備事業補助金4,000千円、合わせましてページがちょっと次になりますが、4ページのほうの下段になりますが、款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の2. 民生費補助金、節の4. 児童福祉費補助金、同額の4,000千円となってございますが、こちらのほうは放課後児童クラブの活動拠点につきまして、小学校体育館から旧上峰幼稚園に変更するということで、新しい活動拠点に関して環境整備を行う費用、これに対する国それから県からの補助金でございまして、交付基準額12,000千円に対し、国・県からおのおの3分の1ずつの交付を見込み、計上をいたしたものでございます。対象事業内容につきましては、後ほど歳出のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、5ページの中ほど、款の17. 寄附金、項の1. 寄附金、目の1. 総務寄附金、節の1. 総務寄附金、ふるさと納税寄附金 (GCF分) として5,000千円でございます。募集の目的につきましては、昨年度までと同様でございますが、今回、250件、1件当たり20千円の寄附を目標にしまして、寄附を募ってまいるものでございます。

その下、款の18. 繰入金、項の1. 基本繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金57,582千円でございますが、今回の補正予算に伴う歳入の不足を補塡するものでございます。

その下、目の2.減債基金繰入金、節の1.減債基金繰入金15,000千円でございますが、 当該基金につきましては、平成21年度以降、充当の実績はございませんので、基金残高のほ うが220,000千円を超える規模となっております。基金の設置目的に沿いまして、起債償還 元金の財源として活用してまいるものでございます。

6ページをお願いいたします。

同じ基金繰入金の2段目、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金12,498千円でございますが、一般分10,180千円につきましては、放課後児童クラブの安全対策及び納税事務の経費として使用し、GCF分2,318千円につきましては、寄附者への返礼品調達や関連事務費に充当するものでございます。

同じページの下段の款の19. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金 268,317千円でございますが、前年度繰越金が318,317千円で確定をいたしましたので、当初 予算50,000千円との差額を計上したものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳入の一番末尾のほうになりますが、款の21. 町債、項の1. 町債、目の9. 臨時財政対策債、節の1. 臨時財政対策債、減額の25,284千円でございますが、発行可能額が153,716 千円で確定したことを受けたものでございます。こちらのほうは冒頭申し上げた地方債補正の項で御案内したものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

歳出関係に移ります。

8ページをお願いいたします。

8ページ中ほどになりますが、款の2.総務費、項の1.総務管理費、目の8.財政調整基金費、節の25.積立金、財政調整基金積立金159,199千円でございますが、地方財政法第7条の規定により、確定繰越金の2分の1相当を財政調整基金に積み立てるものでございます。当該基金の9月補正後の理論残高につきましては442,270千円になる見込みでございます。

9ページをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金、上峰町地域公共交通活性化協議会補助金11,550千円でございますが、内訳は今年度、下半期の運行費用として9,850千円、それからすぱーく上峰バス待機場周辺の舗装補修として1,700千円と計上しております。

その下、節の25. 積立金5,000千円でございますが、ふるさと納税GCF分の寄附見込み額を基金に積み立てるものでございます。

1枚めくっていただいて、10ページをお願いいたします。

10ページ下段になりますが、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金21,361千円で、説明欄の上段の放課後子ども環境整備事業費補助金14,233千円のほうでございますが、歳入のほうで触れておりましたが、放課後子ども環境整備事業費補助金の対象事業となるものでございまして、新たな活動拠点のトイレ、空調等の改修、備品の購入など、施設改修費用を事業者である学校法人のほうに補助するというものでございます。

その下、放課後児童クラブ安全対策整備事業補助金7,128千円につきましては、町の単独 事業として、同所に外周フェンスの改修、遊具の撤去、防犯カメラ設置等に係る費用を補助 するものでございます。

11ページ下段のほうをお願いします。

款の6.農林水産業費、項の1.農業費、目の3.農業振興費、節の19.負担金、補助及び交付金、農地・水・保全管理資金補助金6,175千円、こちらは大字堤協議会を名乗る団体

とは異なる大字堤地区内の新たな複数の団体に対しまして、当該団体が実施する保全管理事業について町単独事業として交付をいたすものでございます。

内訳につきましては、農地維持資源向上共同活動資金として3,262千円、資源向上長寿命 化資金として2,913千円という内訳になってございます。

1枚めくっていただきまして、12ページの上段でございます。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費、節の17. 公有財産購入費4,154千円、こちらは三上北南北1号線など、町道改良予定箇所の用地取得費となっております。

13ページをお願いいたします。

下段の款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の13. 委託料3,600 千円、こちらは来年度施行予定の小学校及び中学校のトイレ洋式化工事、計54基に向けた実 施設計業務の経費でございまして、内訳につきましては、小学校が2,500千円で37基、中学 校が1,100千円で17基となっております。

14ページの下段のほうになります。

款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、目の1. 農林施設災害復旧費、 節の15. 工事請負費3,700千円及び15ページの上段のほうで、項の2. 公共土木施設災害復 旧費、目の1. 公共施設災害復旧費、節の15. 工事請負費14,300千円でございますが、7月 の西日本豪雨において被災した農林施設及び公共施設の本復旧に係る経費のほうをそれぞれ 計上いたしたものでございます。

中ほどの款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、補正額はございませんが、歳 入のほうで御案内をしておりました減債基金繰入金、こちらの基金のほうから15,000千円を 充当するというものでございまして、この分、財源の組み替えが発生したものでございます。

その下、予備費のほうに4,913千円を計上いたしておりますが、7月西日本豪雨災害の初期対応と小学校北校舎の空調機不調に伴う熱中症対策として、ここ2カ月間で5,710千円を予備費から既に充用しておりまして、残額が2,000千円少々となっておりましたので、充用前の7,000千円の水準に予備費のほうを戻すというものでございます。

以上で議案第31号 平成30年度上峰町一般会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第34号 平成30年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)で ございます。予算書の準備のほうをお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入でございます。

款の3. 繰越金、補正額1,702千円、計1,703千円。

歳入合計、補正額1,702千円、計1,716千円。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

款の2. 予備費、補正額1,702千円、計1,703千円。

歳出合計、補正額1,702千円、計1,716千円。

補正内容でございます。説明書の3ページをお願い申し上げます。

2の歳入でございます。款の3. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金1,702千円でございますが、繰越額の確定に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。款の2.予備費、項の1.予備費、目の1.予備費1,702千円で ございます。本年度も当会計による事業の予定というのはございませんので、歳入と同額を 予備費のほうに計上させていただきました。

以上で議案第34号 平成30年度上峰町土地取得特別会計補正予算(第1号)の補足説明を 終わります。

引き続きまして、議案第44号 三養基西部土地開発公社定款の一部変更についてでございます。お手元の定款新旧対照表のほうを御用意お願いいたします。

第7条第4項のほうをお願いいたします。監事の職務に関する規定について、改正前が民 法第59条、改正後が公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に改めるものでございま す。

こちらは公社の監事として、監査の任に当たられる方の職務に関する根拠規定が民法の改 正に伴い、民法から公有地の拡大の推進に関する法律、通称公拡法と申しますが、こちらの ほうで規定をされたことに伴い、改めるものでございます。

公社の理事会におきましては、5月に既に議決をいただいておりまして、本町とみやき町 それぞれの町の9月定例議会のほうで改正議案を議決をいただいた後、県知事の認可を受け て発効するという流れとなっております。

以上、議案第44号 三養基西部土地開発公社定款の一部変更についての補足説明でございました。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(寺﨑太彦君)

ほかに補足説明はありませんか。

〇健康福祉課長 (江島朋子君)

皆様おはようございます。私のほうからは議案第32号、議案第33号、議案第41号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第32号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

議案第32号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)ですが、予算書 2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。 第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の7. 繰入金、補正額18千円、合計59,340千円。

款の8. 繰越金、補正額120,450千円、合計140,450千円。

款の9. 諸収入、補正額564千円、合計1,583千円。

歳入合計、補正額121,032千円、合計1,077,041千円となります。

3ページをごらんください。

歳出、款の1.総務費、補正額288千円、合計8,419千円。

款の3. 国民健康保険事業納付金、補正額433千円、合計258,705千円。

款の6.保健事業費、補正額87千円、合計16,319千円。

款の7. 基金積立金、補正額19,999千円、合計20,000千円。

款の9. 諸支出金、補正額2,303千円、合計3,603千円。

款の10. 予備費、補正額97,922千円、合計101,782千円。

歳出合計、補正額121,032千円、合計1,077,041千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページをごらんください。

歳入ですが、款の7. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金18千円ですが、国保総務事務費繰入金として18千円を繰り入れるものです。

中段になります。款の8. 繰越金、項の1. 繰越金、目の2. その他繰越金ですが、平成29年度の決算に伴います繰越金として120,450千円を計上しております。

下段になります。款の9. 諸収入、項の3. 雑入、目の5. 雑入ですが、前年度の特定健康診査等国庫負担金精算金153千円、前年度退職者医療交付金190千円、前年度特定健康診査等県負担金精算金として221千円、合計564千円を計上しております。

続きまして、歳出のほうになります。

4ページをごらんください。

款の1.総務費、項の1.総務管理費、目の1.一般管理費ですが、節13.委託料にて国保広域化に対応する国保事業報告システムの改修を行うものです。この改修費用につきましては、平成30年度の特別調整交付金による財政支援が行われる予定となっております。また、同項、目の2.節の19.負担金、補助及び交付金ですが、国保連合会負担金被保険者数割の18千円の計上です。

続きまして、款の3. 国民健康保険事業納付金、項の1. 医療給付分、目の1. 一般被保険者医療給付分、節の19. 負担金、補助及び交付金418千円。また同項目の2. 退職被保険者医療給付分、節19. 負担金、補助及び交付金15千円につきましては、本算定による納付金額の確定による計上となっております。

続きまして、5ページをごらんください。

款の6.保健事業費、項の1.特定健康診査等事業費、目の1.特定健康診査等事業費、 節の12.役務費の特定健診情報提供手数料87千円ですが、平成30年10月より医療機関から診 療における検査結果の提供を受けまして、特定健康診査の結果として活用する取り組みを佐 賀県内全体の取り組みとして開始するものでございます。受診率の向上及び保健指導の充実 の取り組み強化に資することを目的とするものでございます。

ページ中段になりますが、款の7. 基金積立金、項の1. 基金積立金、目の1. 財政調整 基金積立金、節の25. 財政調整積立金ですが、歳入で御説明をいたしました繰越金を上峰町 国民健康保険財政調整基金第2条の規定により積み立てるものでございます。これによりま して、基金の積立額は70,635千円となってまいります。

ページの下段になります。款の9. 諸支出金、項の3. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金ですが、出産育児一時金及び総務事務費の前年度精算金を一般会計へ繰り出すものでございます。

6ページをごらんください。

款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費ですが、不測の事態に備え予備費にて 計上させていただき、運営に当たりたいと考えております。

以上、議案第32号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第33号の補足説明を行いますので、お手元に議案第33号を御用意ください。 議案第33号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)ですが、予算 書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款の4. 繰越金、補正額3,600千円、合計3,601千円。 歳入合計、補正額3,600千円、合計107,709千円となります。

3ページをごらんください。歳出です。

款の2.後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,998千円、合計103,186千円。

款の4. 諸支出金、補正額602千円、合計783千円。

歳出合計が補正額3,600千円、合計107,709千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明いたします。説明書の3ページをごらんください。

歳入ですが、款の4. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金ですが、前年度からの決算に伴う繰越金として受け入れ、3,600千円を補正するものです。

次に、歳出となります。4ページをごらんください。

款の2.後期高齢者医療広域連合納付金、項の1.後期高齢者医療広域連合納付金、目の1.後期高齢者医療広域連合納付金ですが、佐賀県後期高齢者医療広域連合への納付金として2,998千円を補正することとしております。

中段をごらんください。款の4. 諸支出金、項の2. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金で

すが、平成29年度精算分として一般会計へ602千円を繰り出すものです。

以上、議案第33号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第41号の補足説明を行いますので、お手元に議案第41号を御用意ください。 今回、上程しております仮契約の議案につきましては、新運行形態となります施設間定期 巡回用バス(トヨタコースターLX車体短縮改造)1台の車両の調達に関してのものとなり ます。

数量は1台です。定員は安全走行により立ち乗り勘案で16人程度となっております。

買い入れの相手方は、住所、佐賀県三養基郡基山町大字長野308番地5、名称、西鉄車体 技術株式会社、代表者氏名、代表取締役下津俊幸です。

買い入れ金額は17,494,848円、これは税込み額となります。

契約の締結方法は随意契約です。

本車両は、通行時の道路幅員等を参酌し、通常発注されている同型車両と異なり、車長を 短縮する仕様となっております。そのため、通常行わない車両の切断、接合や特別具材の調 達など、特殊な加工技術を要します。また、各種特装車の製造会社で構成されておりますー 般社団法人日本自動車車体工業会に加盟している事業所で、今回調達いたしますバス車体の 改造が行える事業所が西鉄車体技術株式会社1社だったため、地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号及び上峰町財務規則151条第1項第1号の規定により随意契約を行ったもの です。

仮契約日は平成30年7月20日となっております。

以上、議案第41号の補足説明を終わります。

これで私からは議案第32号、第33号、第41号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(寺﨑太彦君)

ほかに補足説明はございませんか。

〇建設課長 (三好浩之君)

皆様おはようございます。私のほうからは議案第35号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に読み上げて説明いたします。 第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の6. 繰越金、補正額8,910千円、計8,911千円。

款の8. 町債、補正額38,852千円、計166,652千円。

歳入合計、補正額47,762千円、計588,723千円。

下段3ページをごらんください。

歳出、款の1.総務費、補正額8,909千円、計151,711千円。

款の3.公債費、補正額38,853千円、計424,952千円。

歳出合計、補正額47,762千円、計588,723千円。

次に、4ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。起債の目的、資本費平準化債借換債、過去に借りかえを 行った資本費平準化債について、借換率を5年ごとに見直す特約条項を交わしており、今回、 特約期限が切れる借り入れについて借りかえを行うものでございます。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。

次のページ、平成30年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2歳入でございます。まず、款の6. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金8,910千円です。こちらにつきましては、平成29年度会計決算による繰越金が確定したことによる金額でございます。

続きまして、款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の3. 資本費平準 化債38,852千円です。地方債補正のところで御説明しましたとおり、5年ごとの見直しに係 る資本費平準化債の借りかえに伴う分でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

3歳出でございます。款の1.総務費、項の1.総務管理費、目の1.一般管理費、節の11.需用費、説明欄1消耗品費1,100千円でございます。これにつきましては、江迎地区において2件の新規加入計画があり、現在、在庫が2個ということになっておりますので、真空弁付き公共ますの在庫確保のための予算となっております。

次に、下段の6修繕料2,077千円でございます。こちらにつきましては、処理場のポンプ 関係修繕費となっております。

続きまして、節の27. 公課費5,732千円でございます。消費税及び地方消費税の5,732千円でございます。平成29年度事業の確定申告による確定納付額から既に納付済みの中間納付額を差し引き、不足する金額及び今後2回の中間納付額を足した金額となっております。

続きまして、款の3.公債費、項の1.公債費、目の1.元金、節の23.償還金、利子及び割引料38,853千円です。こちらは資本費平準化債の借りかえに伴う元金の償還額となっております。

以上で議案第35号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(寺﨑太彦君)

ほかに補足説明はありませんか。

〇会計管理者 (森園敦志君)

皆様おはようございます。ことし4月から会計管理者兼出納室長を拝命いたしました森園 です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは議案第36号の平成29年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから議 案第40号の平成29年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案 につきまして、決算書を用いまして補足説明をさせていただきたいと思います。よろしくお 願いいたします。

まず、お手元の歳入歳出決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。表の一番下のほうの歳入の合計欄を読み上げさせていただきます。まず、予算現額17,501,278千円、調定額16,266,729,311円、収入済額16,216,538,480円、不納欠損額3,500,283円、収入未済額46,690,548円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,284,739,520円でございます。

続きまして、2ページ飛びまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。一番下のほうの歳出合計欄を読み上げさせていただきます。 予算現額17,501,278千円、支出済額15,866,219,412円、翌年度繰越額32,001,760円、不用額 1,603,056,828円、予算現額と支出済額との比較が1,635,058,588円でございます。

欄外の下のほうに記載しております歳入歳出差引残額が350,319,068円となっており、うち翌年度繰越額が32,001,760円となっております。

次に、ページを大きく飛びまして、192ページ、193ページをお願いいたします。

国民健康保険の特別会計の歳入でございます。下のほうの歳入合計欄の予算現額ですけれども、1,171,866千円、調定額1,214,973,708円、収入済額1,171,045,016円、不納欠損額1,261,211円、収入未済額42,667,481円、予算現額と収入済額との比較がマイナス820,984円となっております。

続きまして、2ページ飛びまして、196ページ、197ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の歳出でございます。下のほうの歳出合計欄の予算現額1,171,866 千円、支出済額1,030,594,449円、翌年度繰越額はございません。不用額141,271,551円、予 算現額と支出済額との比較は不用額と同額の141,271,551円でございます。

欄外に記載しております歳入歳出差引残額は140,450,567円となっております。

次に、ページを大きく飛びまして、236ページ、237ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございます。一番下の歳入合計の欄の予算現額から入ります。予算現額103,480千円、調定額101,958,253円、収入済額は調定額と同額の101,958,253円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較がマイナス1,521,747円となっております。

続きまして、次のページの238ページ、239ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の歳出でございます。一番下の歳出合計の欄でございます。予算現額103,480千円、支出済額98,356,727円、翌年度繰越額はございません。不用額5,123,273円、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額の5,123,273円でございます。

欄外のほうに記載しております歳入歳出差引残額は3,601,526円となっております。

次に、数ページ飛びまして、254ページ、255ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の歳入でございます。下のほうの歳入合計欄、予算現額1,688千円、調 定額1,703,150円、収入済額は調定額と同額の1,703,150円、不納欠損額、収入未済額はござ いません。予算現額と収入済額との比較が15,150円でございます。

続きまして、次のページの256ページ、257ページをお願いいたします。

土地取得特別会計の歳出でございます。歳出合計欄の予算現額1,688千円、支出済額、翌年度繰越額はございません。不用額は予算現額と同額の1,688千円、予算現額と支出済額との比較も同額の1,688千円でございます。

欄外に記載しております歳入歳出差引残額は1,703,150円となっております。

次に数ページ飛びまして、268ページ、269ページをお願いいたします。

農業集落排水特別会計の歳入でございます。歳入合計欄の予算現額550,851千円、調定額557,968,700円、収入済額540,235,790円、不納欠損額482,974円、収入未済額17,249,936円、予算現額と収入済額との比較がマイナス10,615,210円となっております。

続きまして、次のページ270ページ、271ページをお願いいたします。

最後に農業集落排水特別会計の歳出でございます。歳出合計欄の予算現額550,851千円、 支出済額531,324,656円、翌年度繰越額14,570千円、不用額4,956,344円、予算現額と支出済額との比較が19,526,344円でございます。

欄外に記載しております歳入歳出差引残額は8,911,134円となっております。

なお、各会計ごとの事項別明細等につきましては、この歳入歳出決算書を御一読いただき まして、御確認をいただければと存じます。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(寺崎太彦君)

ほかに補足説明はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺崎太彦君)

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(寺﨑太彦君)

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。 これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時18分 散会